

報告第17号

市長専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年9月3日提出

渋川市長 高 木 勉

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和2年7月13日午前7時40分ごろ、渋川市八木原2102番地先市道関越側道線において、
氏運転の小型乗用車（所有者同氏）が市道に生じた陥没部を通過したことにより、左前輪のタイヤホイールが損傷したので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和2年8月17日

渋川市長 高 木 勉

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉
乙

- (1) 甲は乙に対し、車両修理費31,350円のうち18,810円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

18,810円